

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月20日
【会社名】	株式会社グラフィコ
【英訳名】	GRAPHICO, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 純代
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番1号
【電話番号】	03-5759-5077（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 甲 正彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目6番1号
【電話番号】	03-5759-5077（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 甲 正彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 251,175,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 256,100,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 82,740,000円 （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年11月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社は、平成27年11月20日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 発行数については、平成27年12月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
4. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成27年11月20日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年12月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成27年12月8日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	150,000	251,175,000	147,750,000
計(総発行株式)	150,000	251,175,000	147,750,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,970円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,970円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は295,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年12月17日(木) 至 平成27年12月22日(火)	未定 (注) 4	平成27年12月24日(木)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年12月8日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年12月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成27年12月8日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成27年12月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成27年11月20日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成27年12月16日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年12月25日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年12月9日から平成27年12月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社 野村證券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 株式会社 S B I 証券 いちよし証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 藍澤證券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 東京都中央区日本橋一丁目20番3号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成27年12月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	150,000	-

- (注) 1. 引受株式数は、平成27年12月8日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年12月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
295,500,000	7,000,000	288,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,970円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年12月8日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額288,500千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限82,140千円については、以下の投資等に充当する予定であります。

- ・受発注業務効率の改善に係るシステム投資資金として19,000千円
(平成28年6月期：19,000千円)
- ・知名度向上や新規顧客獲得のための広告宣伝費として200,000千円
(平成29年6月期：80,000千円、平成30年6月期：120,000千円)
- ・事業拡大のための採用費及び人件費として49,110千円
(平成29年6月期：19,300千円、平成30年6月期：29,810千円)
- ・機能性表示食品届出のための臨床試験に係る研究開発費として40,000千円
(平成29年6月期：20,000千円、平成30年6月期：20,000千円)
- ・一般用医薬品の企画販売へ事業展開するための投資費用として5,790千円
(平成30年6月期：5,790千円)

なお、残額は引き続き上記「知名度向上や新規顧客獲得のための広告宣伝費」及び「新商品開発に伴う臨床試験費用」に対する支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について当社の中期経営計画において具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年12月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
	ブックビルディング 方式	130,000	256,100,000	東京都品川区 長谷川 純代 65,000株 東京都品川区 嶋津 貴和 65,000株
計(総売出株式)		130,000	256,100,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,970円)で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 12月17日(木) 至 平成27年 12月22日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年12月16日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成27年12月16日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成27年12月25日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し		
	入札方式のうち入札によらない売出し		
	ブックビルディング方式	42,000	82,740,000
計(総売出株式)	42,000	82,740,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成27年12月25日から平成28年1月21日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,970円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成27年 12月17日(木) 至 平成27年 12月22日(火)	100	未定 (注)1	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年12月16日)において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成27年12月25日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、平成27年12月25日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 42,000株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成28年1月26日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金等の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成28年1月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である長谷川純代及び嶋津貴和は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(平成28年6月21日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙及び裏表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業概況」～「5 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業概況

当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとして、心身ともに健康的で美しくありたいと頑張る女性に、笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための、商品の企画、開発からマーケティング、プロモーション、セールスまで行っているファブレス企業であります。女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、累計出荷数100万個超及び同10万個超の商品を複数リリースしております^(注1)。自社開発商品の販売のみならず、国内外の企業等が保有する休眠特許^(注2)やポテンシャルのある商材に着目し、商品を構成する成分や使用法、目的の一部を変更し、休眠特許等の再利用を提案し、当社が再開発からマーケティング、セールスまでを請け負うことによる休眠特許等の再開発商品の販売を行っております。その他、当社開発商品以外に、当社のマーケティング力を活かし、独占販売権取得による海外商品の輸入販売を行っております。主要な販売チャネルはドラッグストアやホームセンターであり、自社通信販売や代理店による海外販売も行っております。マーケティング面では、商品を一目で理解していただけるパッケージ、ネーミング、販売促進物等で消費者の購買意欲を促すノウハウを活用しております。

(注1)本書提出日現在、当社における累計出荷数100万個超及び同10万個超の商品は、以下のとおりであります。

(注2)「休眠特許」とは、特許の保有企業が、特許として保有はしているものの、最終的に商品化されずに利用されていない特許のことです。特許庁「平成26年度知的財産活動調査」によれば、平成25年度における国内の特許所有数1,570,897件のうち未利用の件数は754,072件であり、48.0%が休眠特許となっております。

累計出荷数100万個超

- ①「フットメジ 足用角質クリアハープ石けん」
- ②「優月美人 よもぎ温産パット」
- ③「なかったコトに！」
- ④「満腹30倍」

累計出荷数10万個超

- ①「スキンピース モイスチャライフハンドバター」
- ②「フットメジ 足用エチケット香水」
- ③「フットメジ 足用ピーリングスプレー」
- ④「優月美人 よもぎバンティライナー」
- ⑤「優月美人 よもぎ骨盤浴バスソルト」
- ⑥「なかったコトに! チョコ」
- ⑦「走りませんから！」
- ⑧「ハリウッドミラクルダイエット」
- ⑨「熱いでしょが！」
- ⑩「オキシクリーン」
- ⑪「オキシクリーン マックスフォース」



● 事業系統図



2 沿革・歴史

当社は、平成6年12月に『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとして、女性をターゲットとしたサービスや商品のクリエイティブ全般、商品開発や商品マーケティングを行う「クリエイティブ事務所 グラフィコ」として創業いたしました。その後、日本の大手化粧品メーカーをはじめ、米国や韓国の海外メーカーの商品を企画・プロデュースした経験と実績を経て、自社でオリジナル商品を創出し販売するに至りました。当社は、製造、物流を外部へ委託することにより、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中し、女性が幸せで豊かな生活を楽しんでいただける商品を企画、開発、販売しております。



3 商品開発について

当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を経営ビジョンとし、「必要とされ」「実感値が高く」「楽しい気持ちになる」というコンセプトに基づいた商品創りにこだわりをもって研究開発活動を実施しております。常に消費者の立場で考え、消費者ニーズを把握し、調査、企画、開発、マーケティング、セールス、プロモーションまで一貫性をもった商品開発を行っております。

ヘルスケア



なかつたコトに!

ダイエット中の食事の栄養バランスを補助するカロリーバランスサプリメントです。特徴的なネーミング及びパッケージデザインを採用しております。



ハリウッドミラクルダイエット

栄養バランスを保ちながら短期間でファスティングを行うダイエットサポート飲料です。本商品は米国の商品を日本市場に合った成分に変更し、独占販売権を取得した商品です。



熱いしょうが!

体を温め代謝を高めることを目的に、L-カルニチンやカプサイシン等を配合した体の巡りに着目したホットタイプの生姜ドリンクです。



満腹30倍

水を含むと体積が30倍に膨らむバジルシードを配合し、満腹感を与えるダイエットサポートキャンディです。本商品は製薬会社の休眠特許を活用し、お菓子と機能性食品を融合した商品です。

ボディケア



フットメジ

「足用角質クリアハーブ石けん」は、17種の東洋伝来のヒールクリーンハーブと3つのスクラブを配合し、足の不要な角質、汚れ、臭いを落とすことを目的とした足形の専用洗浄石鹸です。



優月美人

「よもぎ温座パット」は、寒さに悩む女性の身体を温めることを目的とし、韓国の伝統療法「よもぎ蒸し」をイメージして開発された、よもぎ織込みシートを通して温める新発想の下着に貼るタイプのカイロです。

研究開発体制については、企画開発部が中心となって対応しており、消費者の高齢化やセルフメディケーションに対応した新商品の開発にリソースを集中させております。なお、年間10～15商品を市場に提供することを目標としております。

スキンケア



IQメディラル

特許成分である
ナノコロイド化された
白金を配合した
抗酸化作用が期待できる
アンチエイジング系の
スキンケア商品です。



スキんピース

ノンケミカル製法のシアバター
等の保湿成分を使用した「食品
由来原料100%」にこだわった
スキンケア商品です。途上国の
産業基盤、産業の教育等の支援を
行う「FEEL PEACE」プロジェクト
から生まれた商品です。

ディリーケア



オキシクリーン

塩素系漂白剤とは異なり、塩素を使わず酸素の力で衣類のシミ・汚れを
洗浄する漂白剤です。アメリカの大手家庭用消費財メーカーである
CHURCH & DWIGHT CO.,INC.より日本での独占販売権を取得した
商品です。

当社商品は、ドラッグストアチェーン、
バラエティストアチェーン等で販売されております。



※画像はイメージです。

4 将来の展望

■経営者の問題認識と今後の方針について

今後一層の成長を図るために、販売チャネルの拡充、商品力及び広告宣伝力の向上並びに組織及び内部管理体制の強化が必要だと認識しております。また、近年高齢化が進み、未病や予防、政府によるセルフメディケーションの施策もあり、ヘルスケア市場及びボティケア・スキンケア市場は、ますます身近な物になっていくと認識しております。

その中でも食品の信頼性をより向上することを目的に、健康食品に対しても科学的根拠(臨床試験等)が説明できればその機能を表示することが可能になる新制度「機能性表示食品制度」が平成27年4月に施行され、健康食品に機能性を証明する一定基準の臨床試験を行えば、消費者に健康食品の機能性を訴求できることになりました。当社では、従前より商品の成分の安全性と機能性について、第三者機関による検査を実施しておりますが、当該制度の開始により、今後健康食品の機能を表示することが可能となります。消費者によりわかりやすく、効果実感の高い商品の訴求が可能になることを商機と考えており、売上の拡大に寄与すると考えております。

■戦略的現状と見通し

当社は消費者とのさらなる信頼関係構築の為に、現行の各商品カテゴリーにおいて、効果的な広告宣伝活動による情報提供や認知度の拡大をはかってまいります。消費者ニーズに基づいた商品企画で、市場や消費者の求める安全性と確かな品質を届ける企業として、信頼を構築し、市場シェアの拡大を目指してまいります。さらには、長期的にはグローバル化にも力を入れ、商品を販売するだけでなく、製薬会社との業務提携等により一般用医薬品分野の商品企画も進め、健康を守り、笑顔を繋ぐことで、世界に貢献出来る企業へ成長したいと考えております。



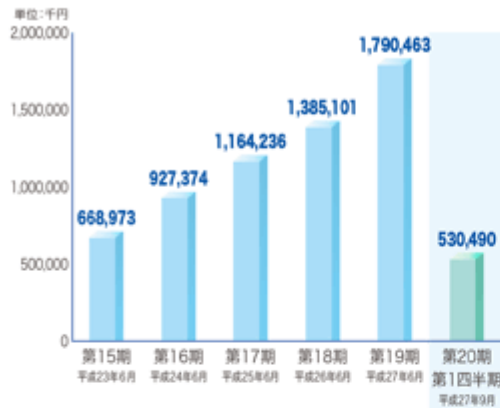
5 業績等の推移

回次 決算年月	第15期 平成23年6月	第16期 平成24年6月	第17期 平成25年6月	第18期 平成26年6月	第19期 平成27年6月	第20期 第1四半期 平成27年9月
売上高 (千円)	668,973	927,374	1,164,236	1,385,101	1,790,463	530,490
経常利益 (千円)	59,520	107,439	132,977	132,457	172,687	88,740
当期(四半期)純利益 (千円)	32,184	59,747	90,385	105,645	154,939	56,550
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	200	40,000	40,000
純資産額 (千円)	357,749	413,683	515,647	617,659	771,565	828,116
総資産額 (千円)	478,669	545,424	730,057	863,415	1,044,666	1,069,873
1株当たり純資産額 (円)	1,788,746.35	2,068,415.82	2,578,237.99	772.07	964.46	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	160,924.47	298,736.74	451,925.96	132.06	193.67	70.69
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.7	75.8	70.6	71.5	73.9	77.4
自己資本利益率 (%)	9.4	15.5	19.5	18.6	22.3	7.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	91,518	61,890	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△41,473	246,930	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	201,267	510,232	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	17	18	22	30	41	41

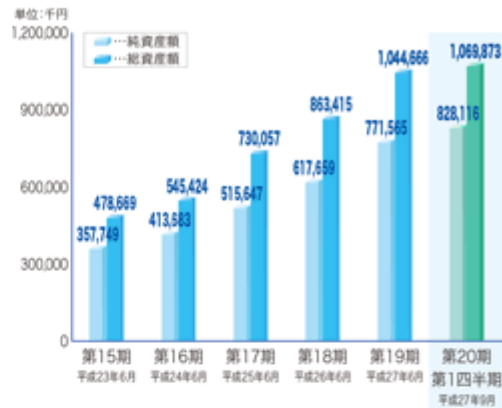
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第15期から第18期は潜在株式が存在しないため、第19期及び第20期第1四半期は、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 当社は、第18期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第15期から第17期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第18期及び第19期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
なお、第20期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、第15期から第19期まで無配のため記載しておりません。
10. 第18期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東京証券取引所自主規制法人第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第15期 平成23年6月	第16期 平成24年6月	第17期 平成25年6月	第18期 平成26年6月	第19期 平成27年6月	第20期 第1四半期 平成27年9月
1株当たり純資産額 (円)	447.19	517.10	644.56	772.07	964.46	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	40.23	74.68	112.98	132.06	193.67	70.69
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)

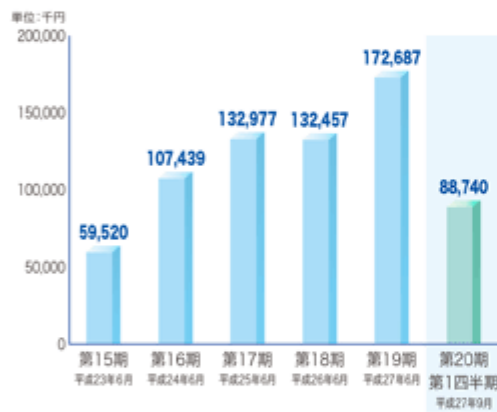
■売上高



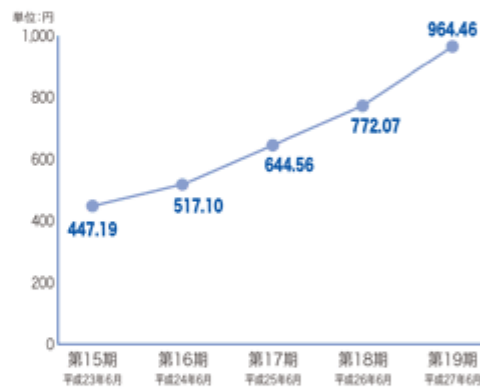
■純資産額／総資産額



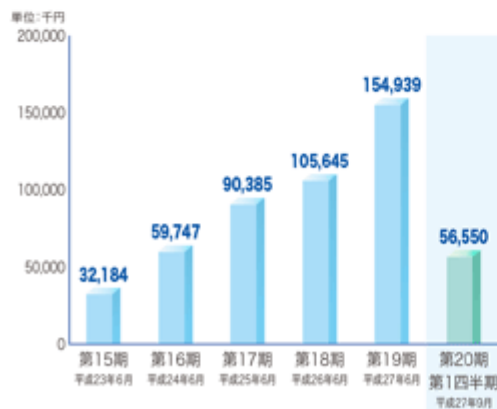
■経常利益



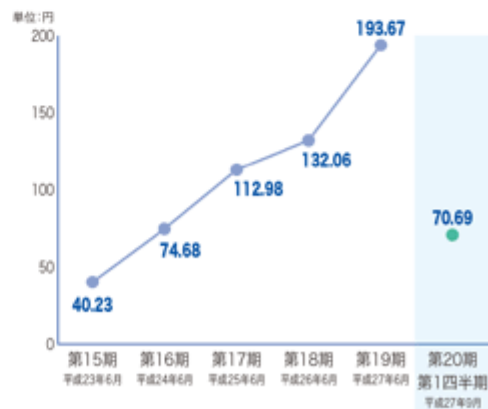
■1株当たり純資産額



■当期(四半期)純利益



■1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注)当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割をしております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	668,973	927,374	1,164,236	1,385,101	1,790,463
経常利益 (千円)	59,520	107,439	132,977	132,457	172,687
当期純利益 (千円)	32,184	59,747	90,385	105,645	154,939
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200	200	40,000
純資産額 (千円)	357,749	413,683	515,647	617,659	771,565
総資産額 (千円)	478,669	545,424	730,057	863,415	1,044,666
1株当たり純資産額 (円)	1,788,746.35	2,068,415.82	2,578,237.99	772.07	964.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 (円)	160,924.47	298,736.74	451,925.96	132.06	193.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	74.7	75.8	70.6	71.5	73.9
自己資本利益率 (%)	9.4	15.5	19.5	18.6	22.3
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)				91,518	61,890
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				41,473	246,930
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)					
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)				201,267	510,232
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	17	18	22	30	41

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第15期から第18期は潜在株式が存在しないため、第19期は、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 当社は、第18期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第15期から第17期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第18期及び第19期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、第15期から第19期まで無配のため記載しておりません。
10. 第18期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第15期、第16期及び第17期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第15期 平成23年6月	第16期 平成24年6月	第17期 平成25年6月	第18期 平成26年6月	第19期 平成27年6月
1株当たり純資産額 (円)	447.19	517.10	644.56	772.07	964.46
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.23	74.68	112.98	132.06	193.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()

2【沿革】

当社は、平成6年12月に『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとして、女性をターゲットとしたサービスや商品のクリエイティブ全般、商品開発や商品マーケティングを行う「クリエイティブ事務所 グラフィコ」として創業いたしました。その後、日本の大手化粧品メーカーをはじめ、米国や韓国の海外メーカーの商品を企画・プロデュースした経験と実績を経て、自社でオリジナル商品を創出し販売するに至りました。

当社は、製造、物流を外部へ委託することにより、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中し、女性に幸せで豊かな生活を楽しんでいただける商品を企画、開発、販売しております。

設立後の事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成8年11月	有限会社スタジオグラフィコを設立
平成12年9月	株式会社スタジオグラフィコに組織変更
平成16年7月	「IQメディラル」の販売開始
平成17年7月	株式会社トランスフォースと販売業務の移管に関する業務移管契約を締結
平成17年7月	「満腹30倍」の販売開始
平成17年8月	「ハリウッドミラクルダイエット」の販売開始
平成20年10月	「オレンジクリーン」の販売開始
平成20年10月	「オキシクリーン」の販売開始
平成20年11月	「礼知美人」（現「優月美人」）の販売開始
平成21年5月	「なかったコトに！」の販売開始
平成21年9月	「エンブラニ レチノバイエイト」の販売開始
平成22年5月	「フットメジ」の販売開始
平成22年11月	「スキんピース」の販売開始
平成23年10月	「熱いでしょうが！」の販売開始
平成25年3月	「走りませんから！」の販売開始
平成25年6月	株式会社トランスフォースを完全子会社化
平成25年11月	本社を東京都品川区へ移転
平成25年11月	株式会社グラフィコへ社名変更
平成26年5月	株式会社トランスフォースを清算
平成26年6月	株式会社H&Dコーポレーションと包括的販売契約を締結、韓国市場への本格参入開始
平成26年9月	大阪オフィスの開設
平成27年1月	株式会社トライックスと一般用医薬品の共同開発・販売に関する業務提携契約を締結
平成27年3月	「レディ・デ・オーラ」の販売開始
平成27年8月	「温活女子会プロデュース」の販売開始

3【事業の内容】

当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとして、心身ともに健康的で美しくありたいと頑張る女性に、笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を提供することを目指しております。当社は、製造、物流を外部へ委託するファブレス企業であり、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中し、商品を企画、開発、販売しております。

当社は「ビューティー&ヘルスケア」の単一事業を展開しておりますが、商品カテゴリーを「ヘルスケア」、「ボディケア」、「スキンケア」、「デイリーケア」に区分しております。

(1) ファブレスメーカーとしての事業運営と商品力

当社は、生産を外部メーカーへ委託することにより、当社がデザイン事務所として事業を開始した平成6年よりノウハウの蓄積のある市場調査、企画、制作（デザイン）、宣伝並びに営業領域に経営資源を集中しております。これにより、創業以来、女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、累計出荷数100万個超及び同10万個超の商品を複数リリースしております。

本書提出日現在、当社における累計出荷数100万個超及び同10万個超の商品は、以下のとおりであります。

（累計出荷数100万個超）	「フットメジ 足用角質クリアハーブ石けん」「優月美人 よもぎ温座パット」「なかったコトに！」「満腹30倍」
（累計出荷数10万個超）	「スキンピース モイスチャライフハンドバター」「フットメジ 足用エチケット香水」「フットメジ 足用ピーリングスプレー」「優月美人 よもぎパンティライナー」「優月美人 よもぎ骨盤浴バスソルト」「なかったコトに！ チョコ」「走りませんから！」「ハリウッドミラクルダイエット」「熱いでしょうが！」「オキシクリーン」「オキシクリーン マックスフォース」

(2) 商品化から販売までの流れ

当社は生産を外部に委託する代わりに、市場調査、企画、制作、宣伝並びに営業といった当社の強みがあると考えられる領域に経営資源を集中し、商品開発を進めております。市場調査及び企画段階においては、市場、競合、商品使用感等について分析を行った上で商品のネーミングやパッケージの制作を行い、各メディアを通じた広告宣伝活動を展開しております。

当社は、自社開発商品の販売のみならず、国内外の企業等が保有する休眠特許（注）やポテンシャルのある商材にも着目し、商品化を進めております。これらの商品については、構成する成分や使用法、目的の一部を変更し、休眠特許等の再利用を提案し、当社が再開発からマーケティング、セールスまでを請け負うことによる休眠特許等の再開発商品の販売を行っております。その他、当社開発商品以外に、当社のマーケティング力を活かして、独占販売権取得による海外商品の輸入販売を行っております。

(注) 「休眠特許」とは、特許の保有企業が、特許として保有はしているものの、最終的に商品化されずに利用されていない特許のことです。特許庁「平成26年度知的財産活動調査」によれば、平成25年度における国内の特許所有数1,570,897件のうち未利用の件数は754,072件であり、48.0%が休眠特許となっております。

企画開発

長年企画デザイン事務所として培われたノウハウを活かして女性の潜在ニーズを探り、市場が欲する商品であり、かつ、効果が実感できる商品の企画、開発を目指しております。当社商品は、女性を主なターゲットとしており、企画開発部門は全員20代から40代の女性で構成され、ターゲットとなるお客様のニーズをくみ上げることが可能な体制となっております。企画開発段階においては、「ターゲット層の見極め」「マーケット分析」「市場ニーズの高い商品企画」「効果実感の高い商品」を意識して商品化を進めております。なお、平成27年6月期においては、秋冬物として6商品、春夏物9商品を上市しております。

制作

企画開発同様、当社の強みであるデザイン、制作力を活かし、企画開発部門との協働により市場へのアプローチを意識し、消費者の購買意欲を促すノウハウを活用しております。具体的には、お客様の心に残りやすいネーミングや商品を一目で理解していただけるパッケージを意識し、理解しやすく訴求力を持ったパッケージや店頭用販促物（POP）を制作しています。

宣伝

当社は、制作した各種店頭用販促物や印刷媒体を活用し、当社のプロモーション戦略に従い広告宣伝活動を実施しております。また、従前は、雑誌やウェブ等のメディアへの広告、宣伝を主体に展開していましたが、平成27年6月期からはタレントを活用したテレビCMも行い、商品及び企業の認知度向上に努めております。

営業

市場、競合、商品使用感等についての分析を基に消費者に訴求力のある販促物を活用しながら、提案営業を進めております。当社の主要な顧客は国内の間屋であり、間屋を通じて国内のドラッグストア、バラエティストア、ホームセンター等へ販売されております。また、小売業者との直接的な取引にも注力している他、自社サイトや他社のプラットフォームを活用した通信販売も行っております。さらに、国内外の代理店を通じ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール等において商品を販売しております。

(3) 当社商品について

当社はビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー(健康食品を中心とする「ヘルスケア」、トイレタリー雑貨を中心とする「ボディケア」、化粧品を中心とする「スキンケア」及び日用品の「デイリーケア」)別に、ブランド名並び及び代表商品の概要を記載しております。

カテゴリー毎の主なブランド名及び代表商品は以下の通りです。

ヘルスケア

ブランド名	代表商品の概要
なかったコトに！	ダイエット中の食事の栄養バランスを補助するカロリーバランスサプリメントです。特徴的なネーミング及びパッケージデザインを採用しております。
ハリウッドミラクルダイエット	栄養バランスを保ちながら短期間でファスティングを行うダイエットサポート飲料です。本商品は米国の商品を日本市場に合った成分に変更し、独占販売権を取得した商品です。
熱いでしょうが！	体を温め代謝を高めることを目的に、L-カルニチンやカプサイシン等を配合した体の巡りに着目したホットタイプの生姜ドリンクです。
満腹30倍	水を含むと体積が30倍に膨らむバジルシードを配合し、満腹感を与えるダイエットサポートキャンディです。本商品は製薬会社の休眠特許を活用し、お菓子と機能性食品を融合した商品です。

ボディケア

ブランド名	代表商品の概要
フットメジ	「足用角質クリアハーブ石けん」は、17種の東洋伝来のヒールクリーンハーブと3つのスクラブを配合し、足の不要な角質、汚れ、臭いを落とすことを目的とした足形の専用洗浄石鹸です。
優月美人	「よもぎ温座パット」は、寒さに悩む女性の身体を温めることを目的とし、韓国の伝統療法「よもぎ蒸し」をイメージして開発された、よもぎ織込みシートを通して温める新発想の下着に貼るタイプのカイロです。本商品は、韓国企業が自社で保有していた製造特許に基づき開発した商品をベースに、当社が日本市場向けに再開発しております。

スキンケア

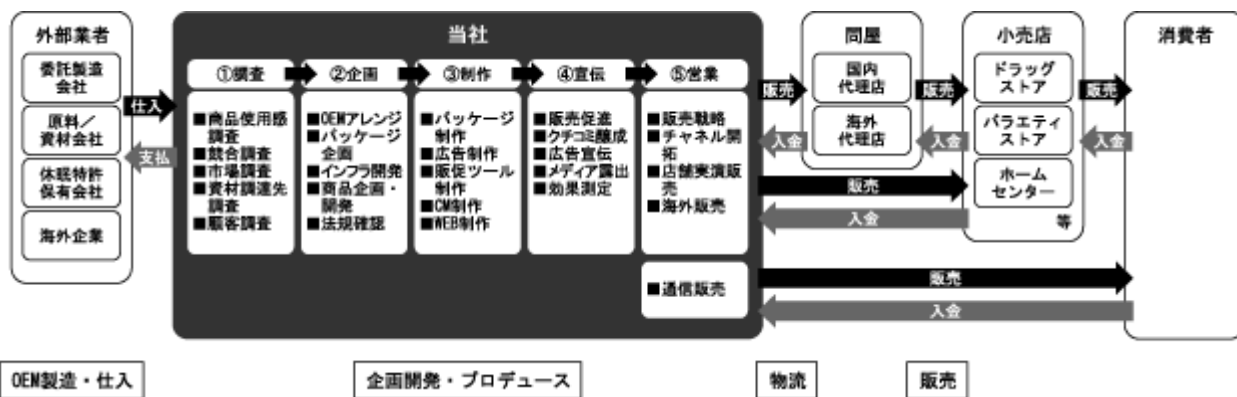
ブランド名	代表商品の概要
IQメディラル	特許成分であるナノコロイド化された白金を配合した抗酸化作用が期待できるアンチエイジング系のスキンケア商品です。本商品は中嶋英雄氏（元慶應義塾大学医学部形成外科准教授）と共同開発した商品です。
スキんピース	ノンケミカル製法のシアバター、コメヌカオイル、オリーブオイル等の保湿成分を使用した「食品由来原料100%」にこだわったスキンケア商品です。 「スキんピース」は、アフリカ・ベナン共和国からシアバターを直接購入することで、途上国の産業基盤、産業の教育等の支援を行う“FEEL PEACE”プロジェクトから生まれた商品です。

デイリーケア

ブランド名	代表商品の概要
オキシクリーン	塩素系漂白剤とは異なり、塩素を使わず酸素の力で衣類のシミ・汚れを洗浄する漂白剤です。アメリカの大手家庭用消費財メーカーであるCHURCH & DWIGHT CO., INC.より日本での独占販売権を取得した商品です。

事業系統図に示すと、以下のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
42	35.7	3.4	4,413,376

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
2. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、海外の景気が下振れするリスクはあるものの、各種政策による所得や雇用環境の改善により個人消費に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調にあります。当社が属する健康食品及び化粧品業界においては、平成27年4月より「機能性表示食品制度」（注）が開始される等、新たな市場の創出に向けた期待が高まっております。

このような状況の下、当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとした商品開発により消費者を笑顔に出来るような商品の提供に取り組み、新たに15商品を上市しました。また、テレビ等のメディアを活用した積極的なPR活動を推進し、商品認知度の向上に努める一方、一層のコスト最適化と適切な人員配置により、継続的な成長を支えるための経営基盤の強化に注力してまいりました。

以上の結果、当期の売上高は1,790,463千円（前年同期比29.3%増）、営業利益は182,110千円（前年同期比46.9%増）、経常利益は172,687千円（前年同期比30.4%増）、当期純利益は154,939千円（前年同期比46.7%増）となりました。

なお、当社はビューティー＆ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。

(ヘルスケア)

ヘルスケアに区分される商品におきましては、主力ブランドである「なかったコトに！」シリーズが発売開始から7年目を迎え、堅調に売上高を伸ばしております。当期は、新たに、「なかったコトに！」ブランドで2商品、その他ブランドで2商品を投入したことに加え、タレントを起用したプロモーション活動による認知度拡大を行っております。その結果、当事業年度におけるヘルスケア商品の売上高は、777,022千円（前年同期比36.1%増）となりました。

(ボディケア)

ボディケアに区分される商品におきましては、新ブランドを立ち上げ3商品を投入するとともに、女性の冷え対策ブランドである「優月美人」において新たに1商品を投入するとともに、市場拡大と認知度向上をはかるためにタレントを起用した積極的なプロモーション活動と、新たな消費者層の開拓を行いました。また、足の臭いをケアするブランド「フットメジ」において新たに6商品を投入しました。その結果、当事業年度におけるボディケア商品の売上高は、870,676千円（前年同期比35.5%増）となりました。

(スキンケア)

スキンケアに区分される商品におきましては、食品由来成分のみの化粧品ブランドである「スキんピース」において新たに1商品を投入した他、その他のブランドの拡充をはかりました。しかしながら、大口の引き合いがキャンセルとなった結果、当事業年度におけるスキンケア商品の売上高は、55,076千円（前年同期比28.8%減）となりました。

(デイリーケア)

デイリーケアに区分される商品におきましては、酸素系漂白剤「オキシクリーン」の取扱店舗数は増加したものの、一部商品の廃番の結果、当事業年度におけるデイリーケア商品の売上高は、87,632千円（前年同期比7.6%減）となりました。

(その他)

その他の売上高は、56千円であります。

(注) 機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる消費者庁所管の制度であります。

第20期第1四半期累計期間（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、海外の景気が下振れするリスクはあるものの、雇用環境の改善を背景に、個人消費に底堅い動きが見られる等、景気は緩やかな回復基調にあります。当社が属する健康食品及び化粧品業界においては、平成27年4月より「機能性表示食品制度」が開始され、新たな市場の創出に向けた期待が高まっております。

このような状況の下、当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』をビジョンとして、商品企画と制作が一体となった商品の開発を進め、新たに秋冬向けに11商品を市場に投入しました。また、テレビ等のメディアを活用した積極的なPR活動を推進し、商品認知度の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は530,490千円、営業利益は89,908千円、経常利益は88,740千円、四半期純利益は56,550千円となりました。

なお、当社はビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。

（ヘルスケア）

ヘルスケアに区分される商品におきましては、主力ブランドである「なかったコトに！」シリーズにおいて、新たに1商品を投入した他、海外向け販売が伸張し、堅調に売上高を伸ばしております。その結果、当第1四半期累計期間におけるヘルスケア商品の売上高は、263,206千円となりました。

（ボディケア）

ボディケアに区分される商品におきましては、女性の冷え対策ブランドである「優月美人」及びその他ブランドにおいて新たに2商品を投入するとともに、テレビやウェブ等のメディアを通じた新商品の宣伝に努めました。その結果、当第1四半期累計期間におけるボディケア商品の売上高は、193,975千円となりました。

（スキンケア）

スキンケアに区分される商品におきましては、新ブランドで4商品を市場に投入した他、「スキんピース」ブランドにおいても4商品を新たに投入しました。その結果、当第1四半期累計期間におけるスキンケア商品の売上高は、42,393千円となりました。

（デイリーケア）

デイリーケアに区分される商品におきましては、酸素系漂白剤「オキシクリーン」が微増となり、その結果、当第1四半期累計期間におけるデイリーケア商品の売上高は、30,270千円となりました。

（その他）

その他の売上高は、644千円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ308,965千円増加し、510,232千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの概況は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、前期比29,627千円減少し、61,890千円となりました。これは主に、税引前当期純利益229,896千円を計上したものの、保険解約返戻金46,518千円の計上、売上債権の増加48,248千円、法人税等の支払額69,089千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は、前期比288,404千円増加し、246,930千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出50,000千円があったものの、投資有価証券の売却による収入245,345千円、保険積立金の解約による収入88,582千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第19期事業年度及び第20期第1四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	第19期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第20期 第1四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
	生産高	前年同期比(%)	生産高
ビューティー&ヘルスケア事業(千円)	546,589	118.0	255,175
合計(千円)	546,589	118.0	255,175

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第19期事業年度及び第20期第1四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	第19期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第20期 第1四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
	販売高	前年同期比(%)	販売高
ヘルスケア(千円)	777,022	136.1	263,206
ボディケア(千円)	870,676	135.5	193,975
スキンケア(千円)	55,076	71.2	42,393
デイリーケア(千円)	87,632	92.4	30,270
その他(千円)	56		644
合計(千円)	1,790,463	129.3	530,490

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の販売実績を記載していません。
3. 最近2事業年度及び第20期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)		第19期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第20期 第1四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ウエルネスジャパン	304,704	22.0	370,868	20.7	99,608	18.8
株式会社井田両国堂	233,694	16.9	261,846	14.6	66,642	12.6
中央物産株式会社	157,564	11.4	182,229	10.2	52,451	9.9
京未来株式会社			29,576	1.7	65,718	12.4

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

健康食品及び化粧品業界につきましては、健康志向や予防医療への期待の高まりから市場が拡大しているものの、製薬会社をはじめとした新規参入企業の増加に伴い競争が激化しております。このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定をはかるために、多様化する消費者の志向に応える商品を継続的に開発し、市場へ投入できる体制を整える必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社として、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開をはかる方針であります。

(1) 販売チャネルの拡充について

当社の売上の大半はドラッグストアやホームセンター向けであり、今後の更なる売上拡大のためには、スーパーマーケット、量販店及びコンビニエンスストアでの販売網の拡大、通信販売の強化並びに海外での販路開拓が必要であると考えております。そこで、当社では販売チャネルの拡充策の一環として、大阪オフィスを上上げるとともに、営業経験者の積極的な採用を行っております。また、海外においては、中国、韓国をはじめとする海外代理店の開拓活動により、海外での販売が開始されるなど、一定の実績が出てきていることから、引き続き開拓活動に取り組んでまいります。

(2) 商品の開発について

当社の事業を取り巻く市場環境や消費者、競合他社の状況は常に変化を続けており、市場予測には不確定要素が増えてきているため、より競争力の高い新商品の企画・開発が重要な課題であると考えております。当社では、企画開発部が新商品の企画及び開発を担当し、消費者の高齢化やセルフメディケーションに対応した新商品の開発にリソースを集中させ、年間10～15商品を市場に提供することを目標としております。さらに、他社との提携により一般用医薬品の企画及び卸売販売にも参入することを予定しており、平成30年6月期に所轄官庁へ医薬品卸売販売業許可申請を行うことを目指してまいります。これらの活動を通じて、取扱い商品の幅を広げ、事業の柱となる商品の企画・開発に取り組んでまいります。

(3) 臨床試験について

食品の信頼性をより向上することを目的に、健康食品に対しても科学的根拠（臨床試験等）が説明できればその機能を表示することが可能となる「機能性表示食品制度」が平成27年4月に開始されました。当社では、従前より商品の成分の安全性と機能性について、自社による自発的な検査に加えて、第三者機関による検査を実施しておりますが、「機能性表示食品制度」の開始により、健康食品の機能を表示することが可能となるため、積極的に機能性を証明するための臨床試験を実施する予定であります。科学的根拠に基づいた機能性の表示により、消費者にとって効果効能が分かり易くなるとともに商品に対する信頼性が高まり、より多くの消費者に使用していただくと考えております。

(4) 広告宣伝の強化について

従前の当社における主な販売促進活動は、店頭での活動が中心であり、テレビCM等の広告宣伝活動を積極的に行っておりませんでした。今後は、当社商品のさらなる販売拡大のためにも、テレビCM等のマスメディアを活用した広告宣伝活動を通じ、消費者に対する当社及び商品の認知度の向上や信頼性の浸透が必要だと考えております。試験的にタレントを起用したテレビCMにより売上増加への寄与を検証することができたため、今後は、テレビCMをはじめ広告宣伝活動を更に拡大することで、消費者の商品理解や認知度、信頼性を高め、売上増加に繋げてまいりたいと考えております。

(5) 有能な人材の獲得、育成について

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定をはかるためには、有能な人材の獲得、育成を行っていくことが重要であると考えております。人材の獲得につきましては、即戦力を有する中途採用に重点を置き、当社の経営方針やビジョンに対して共感し、高い専門性を有する人材の採用に注力しております。また、人材の育成につきましても、社内教育制度の充実をはじめ、外部教育研修制度採用の検討など積極的に取り組んでまいります。

(6) 内部管理体制の強化について

健全な会社運営においては、内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社は、管理業務体制を強化するため担当者を増員するとともに、内部監査担当者によるモニタリングを定期的を実施し、監査役や会計監査人と連携をはかることで、適切に運用しております。今後も、更なる経営の安定性や健全性を目標に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開に当り、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社としては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、これらのリスクを認識した上で、発生回避及び発生した場合には当該リスクによる影響が最小限となるよう対応に努める方針であります。当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) ファブレス企業であることについて

当社は、製造から在庫の管理、物流業務までを外部へ委託しているファブレス企業であります。商品を安定的に市場に提供するには、これら外部委託業者が安定的に稼働していることが必要であるため、定期的なモニタリングに加え、不測の事態に備えて複数の外部委託業者を選定する等、業務上のリスクを軽減させる取り組みを行っております。しかしながら、外部委託業者において、何らかの理由によりサービスの遅延及び障害等が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 商品に関するリスクについて

「当社の主力商品である「なかつたコトに!」、「優月美人」並びに「フットメジ」の平成27年6月期における全売上高に占める割合は、それぞれ40%、14%、34%と、全体の88%を占めており、特定の商品に依存している状況にあります。今後は、主力商品の売上安定化を図るとともに新商品の投入により、リスク分散を図ってまいります。また、主力商品の売上が低下した場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの要因により、一部の原料仕入先、独占販売権取得先、休眠特許の実施権取得先との取引の継続が困難になった場合には、当該取引先に関連する一部商品の販売や取扱いに支障が生じる可能性があります。

(3) 主力商品となる新商品を生み出すことができないリスクについて

当社の更なる成長のためには、継続的に新商品を投入する必要があります。その対策として、商品の企画設計を目的とし、消費動向分析結果に基づく、マーケティング及びクリエイティブノウハウの充実とその蓄積を行っております。さらに、新商品アイデアの発掘を目的として、他社の休眠特許や商材の調査を積極的に行っております。しかしながら、主力商品となる新商品を継続的に生み出すことができない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合商品の出現について

当社では独自の商品を企画、開発しておりますが、競合他社により類似商品が販売されることによる競争激化や類似商品による低価格化の可能性があります。当社では、これらリスクに対しては、市場への先行占有、パッケージやネーミング、形状の独自性、外部委託業者との独占製造契約を締結する等様々な対策を講じておりますが、当社の想定以上に競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 仕入価格の変動等について

当社では、商品、製品及び原材料を外部から仕入れておりますが、仕入先の経営方針の変更、商品や素材の価格変動、在庫状況等により安定的な調達に困難になる可能性があります。また、海外から輸入する場合には、為替変動によっても仕入価格が変動します。

当社では、安定的な調達を実現するため、迅速な情報収集や調達先の多様化、事前の価格交渉によるリスク分散、価格転嫁等、様々な対応策を進めておりますが、突発的事情により安定的な調達ができなくなった場合、また、仕入価格が急激かつ想定を大幅に超えて上昇した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産管理について

当社は、商品の企画段階から入念なマーケティングに基づき商品開発をしており、商品リリース前には商標権等の取得により知的財産権の確保に努めております。

当社では、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、企画開発部にて特許及び商標チェック等を実施しております。しかしながら、予期せず当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。

また、当社が保有する知的財産権についても、第三者により侵害される可能性があります。当社が保有する権利が履行できない場合もあります。このような状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可及び法的規制について

当社の一部商品の販売においては、下表に掲げる化粧品製造販売業許可や医薬部外品製造販売業許可等の許認可を必要としているものがあります。さらに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、健康増進法、不当景品類並びに不当表示防止法等の法令の遵守が求められております。当社では、これらの法令を遵守するためにコンプライアンス規程を制定、運用しており、加えて各種法令を管轄する省庁への確認を徹底しております。さらに必要に応じて全役職員への規程の周知とその遵守のため研修会を実施するとともに、外部コンサルタントを起用し、法令の周知徹底に努めております。

認可等の名称	所轄官庁等	有効期限	主な許認可等取り消し事由
化粧品製造販売業許可	東京都	平成32年10月12日	薬機法その他薬事に関する法令に違反する行為があったとき又は役員等が欠格条項に該当した場合（薬機法第75条第1項）
医薬部外品製造販売業許可	東京都	平成32年10月12日	

本書提出日現在、当社が知りうる限りにおいて、取消事由に該当する事実は発生しておりません。

しかしながら、予期せぬ人的ミス等により、法令に抵触する可能性は完全に排除することはできず、万一、当社又は当社の役職員が法令に抵触した場合や、その結果として、許認可が取消又は更新不可となった場合などには、商品の販売停止や信頼性の低下により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの許認可及び法的規制については、将来変更される可能性があります。その対応に遅れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報保護について

当社は、通信販売において会員情報などの個人情報を保有しております。これら個人情報の管理にあたってはシステム上でのセキュリティを強化するとともに、全ての役職員が個人情報保護規程を厳格に遵守し、徹底した管理体制のもと、個人情報流出防止に取り組んでおります。しかしながら、外部からの侵入者及び内部関係者等により個人情報が不正流出した場合、信頼性の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役である長谷川純代は、最高経営責任者として経営方針及び事業戦略等を決定する一方で、女性向け商品の企画、マーケティングやデザインに精通しているため、当社の事業推進における同氏への依存度は特に高くなっております。同じ水準で商品を企画出来るように、組織の更なる体系化や人材育成等を行い、同氏への依存度を低下させるべく努めております。しかしながら、同氏の退任若しくは業務執行が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役6名、監査役3名、従業員42名（従業員兼務役員3名を除く）と小規模組織であり、内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。しかしながら、事業の拡大に応じた内部管理体制の整備が順調に進まなかった場合、事業拡大に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の獲得及び育成について

当社では、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に新商品開発や営業に関わる優秀な人材、マネジメント能力を有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の底上げに取り組んでおります。しかしながら、当社が求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合、あるいは人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) カントリーリスクについて

当社では、商品の原材料の一部を韓国等の諸外国から輸入するとともに、国内外の代理店を通じ、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール等において商品を販売しておりますが、諸外国政府による規制や法令の改正、政治的、経済的な不安定さに起因したカントリーリスクが存在します。カントリーリスクに対しては、回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、これらカントリーリスクを完全に回避できるものではなく、リスクが顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの国の現地通貨に対する為替相場の変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。これらの為替変動リスクに対し、当社は、一部日本円建てでの輸入を行う等リスクの軽減に努めております。

(13) 商品の品質や安全性について

当社は、商品の品質や安全性を保つために、商品の経時検査、保管状況の定期的な確認、製造工場への定期的な視察等を徹底し、法令等を遵守するための体制整備、各種法令を管轄する省庁への確認を行っております。

当社の商品及び競合他社の商品、並びにそれらの原材料の品質や安全性について疑義が生じるような問題が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の商品に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受ける可能性があります。

(14) 自然災害、事故等について

当社は、本社所在地である東京都に加えて、大阪に事業所を有しております。また、国内外に多くの取引先を有しておりますが、これら事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、在庫商品の消失、破損及び物流の混乱、商品販売活動の停止等により事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 資金使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使用につきましては、当社が一般用医薬品の企画及び卸売販売へ事業を拡大させるための諸費用、事業拡大のためのインフラ整備としての受発注システムの導入費用、新規採用に係る採用費及び人件費、機能性表示食品対応のための臨床試験費用、テレビCM等の新たな広告宣伝の費用に充当する予定であります。しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

(16) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当社は現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成26年6月17日、平成26年12月25日及び平成27年10月15日開催の株主総会の決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権（ストックオプション）を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は55,800株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の6.5%に相当しております。これらは、当社の業績向上への意欲と士気（インセンティブ）を高めることを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えておりますが、新株予約権の行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値は希薄化し、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を経営ビジョンとし、「必要とされ」「実感値が高く」「楽しい気持ちになる」というコンセプトに基づいた商品創りにこだわりをもって研究開発活動を実施しております。常に消費者の立場で考え、消費者ニーズを把握し、調査、企画、開発、マーケティング、セールス、プロモーションまで一貫性をもった商品開発を行っております。研究開発体制については、企画開発部が中心となって対応しており、消費者の高齢化やセルフメディケーションに対応した新商品の開発にリソースを集中させております。なお、年間10～15商品を市場に提供することを目標としております。当事業年度における研究開発費の総額は32,279千円となっております。

なお、当社はビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。

(1) ヘルスケア

近年、ダイエット市場に求められている「食生活を変えたくない」とのニーズを踏まえ、普段の食生活の中でカロリーコントロールができる植物由来成分の処方技術を開発し、この技術を「なかったコトに！」に採用いたしました。

また、加齢とともにホルモンバランスが崩れ、体質が変化し、太りやすくなるというお客様の課題にお応えすべく、ホルモン作用研究から導かれた新成分を配合し、40歳以上のためのカロリーバランスサプリメント「なかったコトに！R40」に採用いたしました。

(2) ボディケア

「フットメジ」では、足の悩みに関するお客様の声を反映し、研究開発を行っております。特に足のニオイに対する悩みを持つ人は多く、その対策商品の開発に取り組んでおり、足のニオイと混ぜてもいい香りになる香料の処方技術や、マッサージ効果を得られる形状のスプレーヘッドの開発を行い、商品化しました。この技術を新商品である機能性ペディキュア「香るトップコート」に採用いたしました。この商品は 消臭、爪の補修、速乾性、香りの持続性、の4つの機能を兼ね備え、普段のツメのケアと足のニオイ対策が同時にできる商品であります。また、置き型消臭スプレー「フンデオ」にスプレーヘッドを採用いたしました。この商品は、液剤での消臭効果だけでなく、自社開発されたスプレーヘッドの刺激による足裏マッサージ効果を兼ね備えた、足のニオイと疲れを同時に解消できる商品であります。

「レディ・デ・オーラ」では、人口のボリュームゾーンである35歳以上の女性の「加齢臭」をケアできる成分の配合バランスを開発し、ボディソープとボディトリートメントに採用しました。

また、「優月美人」では常に女性にとってベストな温度や使用感、継続性、利便性等をリサーチし、繰り返し改良し続け品質の向上をはかっております。

(3) スキンケア

肌への効果と優しさの両立を目指しているスキンケアブランド「スキんピース」は、シアバターのノンケミカル精製を実現し、食品由来原料100%で化学的成分を使用しない処方技術を採用したシリーズを展開し、口に入っても安心なリップグロスを発売致しました。更に多くの方に使って頂ける様、家族での使いやすさを追求したファミリータイプを開発中であります。

第20期第1四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は、7,862千円であります。

なお、当社はビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。

(1) ヘルスケア

新商品ダイエットサプリメント「鍛えたいんです!」の内容剤及びパッケージデザインの開発を進めた他、「満腹30倍」においてはキャンディのリニューアルに向けた販売に向け、新しい10EM業者の選定やパッケージデザイン開発を行いました。

(2) ボディケア

主力商品である「フットメジ 足用角質クリアハーブ石けん」においては、市場調査（店頭POS分析）を実施し、分析結果を元に今後の新商品の開発に着手しました。また「フットメジ」においては、シューズケア用新商品「シューデオ」のスプレー容器開発やパッケージデザイン開発を行いました。新ブランド「パーツ専科」においては、使用するローラー付きの容器開発や、ブランドロゴ開発、パッケージデザイン開発を行いました。

(3) スキンケア

消費者からのアンケート結果を参考材料に、新商品「スキんピースファミリーUVスプレー/ジェル」の容器・内容剤・パッケージデザイン開発を行いました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（資産の部）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ181,251千円増加し、1,044,666千円となりました。これは主に、未収入金が181,661千円、保険積立金が42,063千円減少したものの、現金及び預金が361,465千円、売掛金が48,248千円増加したこと等によるものであります。

（負債の部）

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ27,345千円増加し、273,101千円となりました。これは主に、未払金が21,623千円減少したものの、事業の拡大に伴い買掛金が37,692千円、未払法人税等が15,323千円増加したこと等によるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ153,905千円増加し、771,565千円となりました。これは、投資有価証券の売却によりその他有価証券評価差額金が1,034千円減少したものの、当期純利益の計上に伴い利益剰余金が154,939千円増加したことによるものであります。

第20期第1四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

（資産の部）

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ25,206千円増加し、1,069,873千円となりました。これは主に、現金及び預金が175,255千円減少したものの、商品及び製品が159,925千円、材料及び貯蔵品が26,743千円、売掛金が19,392千円増加したこと等によるものであります。

（負債の部）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ31,344千円減少し、241,756千円となりました。これは主に、買掛金が41,806千円増加したものの、未払法人税等が13,341千円、その他に含まれる未払金が減少したこと等によるものであります。

（純資産の部）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ56,550千円増加し、828,116千円となりました。これは、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が56,550千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（売上高）

当事業年度における売上高は、1,790,463千円（前年同期比29.3%増）となりました。これは主に、当社の主力商品である「なかったコトに！」及び「フットメジ」の販売数の増加によるものであります。

（売上原価及び売上総利益）

当事業年度における売上原価は、812,210千円（前年同期比40.0%増）となりました。これは主に、主力商品である「なかったコトに！」、「フットメジ」及び「優月美人」の販売数が増加したことに加え、一部輸入商品において円安により仕入価格が上昇したこと等によるものであります。この結果、売上総利益は978,252千円（前年同期比21.5%増）となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業利益）

当事業年度における販売費及び一般管理費は、790,190千円（前年同期比16.3%増）となりました。これは主に、管理体制の強化に伴う人件費の増加、販売促進活動の強化に伴う広告宣伝費の増加、売上高の増加に伴う荷造運賃の増加等によるものであります。この結果、営業利益は182,110千円（前年同期比46.9%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が1,900千円（前年同期比89.9%減）、営業外費用が11,323千円（前年同期比9.8%増）となりました。これは主に、投資有価証券の売却に伴い受取配当金が減少したこと、円安に伴い為替差損が増加したこと等によるものであります。この結果、経常利益は172,687千円（前年同期比30.4%増）となりました。

（特別利益、特別損失及び当期純利益）

当事業年度における特別損益は、特別利益が57,208千円（前年同期比62.8%増）となりました。これは主に、保険の解約に伴う保険解約返戻金や投資有価証券売却益を計上したことによるものであります。これに法人税等を74,956千円計上した結果、当期純利益は154,939千円（前年同期比46.7%増）となりました。

第20期第1四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

（売上高）

当第1四半期累計期間における売上高は、530,490千円となりました。これは主に、当社の主力商品である「なかったコトに！」の販売数が海外向けを中心に増加したことによるものであります。

（売上原価及び売上総利益）

当第1四半期累計期間における売上原価は、260,441千円となりました。これは主に、「なかったコトに！」の販売が増加したことにより売上原価が増加したこと、一部輸入商品において円安により仕入価格が上昇したこと等によるものであります。この結果、売上総利益は270,049千円となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業利益）

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、172,650千円となりました。これは主に、広告宣伝費が減少したものの、管理体制の強化に伴う人件費の増加、売上高の増加に伴う荷造運賃の増加等によるものであります。この結果、営業利益は89,908千円となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当第1四半期累計期間における営業外損益は、営業外収益が2,405千円、営業外費用が3,573千円となりました。これは主に、円安に伴い為替差益が発生したこと、上場関連費用及び売上割引を計上したこと等によるものであります。この結果、経常利益は88,740千円となりました。

（四半期純利益）

当第1四半期累計期間において法人税等を32,189千円計上した結果、四半期純利益は56,550千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第19期事業年度（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ308,965千円増加し、510,232千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの概況は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、前期比29,627千円減少し、61,890千円となりました。これは主に、税引前当期純利益229,896千円を計上したものの、保険解約返戻金46,518千円の計上、売上債権の増加48,248千円、法人税等の支払額69,089千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は、前期比288,404千円増加し、246,930千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出50,000千円があったものの、投資有価証券の売却による収入245,345千円、保険積立金の解約による収入88,582千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

今後一層の成長を図るために、販売チャネルの拡充、商品力及び広告宣伝力の向上並びに組織及び内部管理体制の強化が必要だと認識しております。また、近年高齢化が進み、未病や予防、政府によるセルフメディケーションの施策もあり、ヘルスケア市場及びボディケア・スキンケア市場は、ますます身近な物になっていくと認識しております。

その中でも食品の信頼性をより向上することを目的に、健康食品に対しても科学的根拠（臨床試験等）が説明できればその機能を表示することが可能になる新制度「機能性表示食品制度」が平成27年4月に施行され、健康食品に機能性を証明する一定基準の臨床試験を行えば、消費者に健康食品の機能性を訴求できることになりました。当社では、従前より商品の成分の安全性と機能性について、第三者機関による検査を実施しておりますが、当該制度の開始により、今後健康食品の機能を表示することが可能となります。消費者によりわかりやすく、効果実感の高い商品の訴求が可能になることを商機と考えており、売上の拡大に寄与すると考えております。

(6) 戦略的現状と見通し

当社は消費者とのさらなる信頼関係構築の為に、現行の各商品カテゴリーにおいて、効果的な広告宣伝活動による情報提供や認知度の拡大をはかってまいります。消費者ニーズに基づいた商品企画で、市場や消費者の求める安全性と確かな品質を届ける企業として、信頼を構築し、市場シェアの拡大を目指してまいります。さらには、長期的にはグローバル化にも力を入れ、商品を販売するだけでなく、製薬会社との業務提携等により一般用医薬品分野の商品企画も進め、健康を守り、笑顔を繋ぐことで、世界に貢献出来る企業へ成長したいと考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は、6,454千円であります。その主なものは、製品の金型に関する投資5,545千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

第20期第1四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

当第1四半期累計期間において実施いたしました設備投資等の総額は、2,500千円であり、全額製品の金型に関する投資2,500千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	全社（共有）	本社設備	20,041	5,867	25,908	41
合計			20,041	5,867	25,908	41

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は30,000千円であります。
 4. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。
 5. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年10月31日現在）

当社の設備投資については、事業規模の拡大に応じ、投資に対する効果を総合的に、且つ慎重に検討の上策定しております。

平成27年10月31日現在の重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都品川区)	ソフトウェア	20,000	644	自己資金及び 増資資金	平成27年3月	平成28年6月	業務効率向上及び 売上高増加への 対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

- (注) 1. 平成26年6月17日開催の取締役会決議により、平成26年7月11日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、159,200株増加し、160,000株となっております。
2. 平成27年10月7日開催の取締役会決議により、平成27年10月31日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、3,040,000株増加し、3,200,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式数であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000		

- (注) 1. 平成26年6月17日開催の取締役会決議により、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、39,800株増加し、40,000株となっております。
2. 平成27年10月7日開催の取締役会決議により、平成26年10月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、760,000株増加し、800,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年6月17日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,400	2,376
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400(注)1、3	47,520(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,150(注)1、4	658(注)1、2、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成36年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,150 資本組入額 6,575(注)1	発行価格 658 資本組入額 329 (注)1、2
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 平成26年6月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年7月11日付けをもって普通株式1株を200株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
2. 平成27年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年10月31日付けをもって普通株式1株を20株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

5. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の権利者が、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。

以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。

- (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (8) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記5及び下記の7の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社で定める。

譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記5に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第2回新株予約権（平成26年12月25日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)	320	314
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320(注)2	6,280(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)3	1,500(注)1、3
新株予約権の行使期間	自平成28年12月27日 至平成36年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000	発行価格 1,500 資本組入額 750(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 平成27年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年10月31日付けをもって普通株式1株を20株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の権利者が、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。

以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。

- (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
- (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (7) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
- (8) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記4及び下記の6の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。

譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

6. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記4に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第3回新株予約権（平成27年10月15日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年10月31日)
新株予約権の数(個)		100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		(注)3
新株予約権の行使期間		自平成29年10月16日 至平成37年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		(注)4
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)6

(注)1. 平成27年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年10月31日付けをもって普通株式1株を20株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 行使価額は、当社株式公開時の発行価格とする。普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

5. 新株予約権の主な行使条件

当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

本新株予約権者が、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。

以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。

- (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記5及び下記の7の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記5に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年7月11日 (注)1	39,800	40,000		10,000		
平成27年10月31日 (注)2	760,000	800,000		10,000		

(注) 1. 普通株式1株を200株とする株式分割による増加であります。

2. 普通株式1株を20株とする株式分割による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)							2	2	
所有株式数(単元)							8,000	8,000	
所有株式数の割合(%)							100.0	100.0	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 800,000	8,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式数であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	800,000		
総株主の議決権		8,000	

【自己株式等】

平成27年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年6月17日 臨時株主総会決議）

会社法に基づき、当社役職員に対し、新株予約権を発行することを、平成26年6月17日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 3 (注) 従業員 22
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により2名減少し、25名であり、新株発行予定数は480株失効し、47,520株であります。

第2回新株予約権（平成26年12月25日 臨時株主総会決議）

会社法に基づき、当社役職員に対し、新株予約権を発行することを、平成26年12月25日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 監査役 1 (注) 従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、16名であり、新株発行予定数は120株失効し、6,280株であります。

第3回新株予約権（平成27年10月15日 臨時株主総会決議）

会社法に基づき、当社役員に対し、新株予約権を発行することを、平成27年10月15日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

従来は中間配当及び期末配当を実施してはおりませんでした。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針です。なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資並びに経営基盤の強化への投資に充当していく方針であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名、女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		長谷川 純代	昭和42年5月18日生	平成2年4月 株式会社セビアン 入社 平成3年12月 株式会社ソサエティ オブ スタイル モデルエージェンシー入社 平成6年12月 クリエイティブ事務所グラフィコ代表 就任 平成8年11月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当 社）設立代表取締役社長就任（現任） 平成14年11月 株式会社トランスフォース取締役就任	(注) 3	560,000
取締役 副社長		嶋津 貴和	昭和33年6月28日生	昭和58年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会 社）入社 平成13年3月 ガシー・レンカー・ジャパン有限会社 代表取締役社長就任 平成13年7月 有限会社エスイーエス（現 株式会 社 エステイエイチ）監査役就任 平成14年11月 株式会社トランスフォース代表取締役 就任 平成17年5月 株式会社スタジオグラフィコ（現 当社）取締役副社長就任（現任） 平成20年12月 株式会社CROSS FM代表取締役就任 平成21年6月 同社取締役就任（現任）	(注) 3	240,000
取締役	販売本部長	水谷 直人	昭和48年5月17日生	平成9年4月 エレコム株式会社入社 平成10年7月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当 社）入社 平成26年7月 当社取締役販売本部長就任（現任）	(注) 3	
取締役	管理本部長	甲 正彦	昭和32年11月8日生	昭和58年1月 コンピューターサービス株式会社 （現 株式会社SCSK）入社 平成2年8月 株式会社ベルシステム24経理グルー プマネージャー就任 平成8年8月 同社取締役経理本部長就任 平成19年5月 同社取締役常務執行役員・CFO経営企 画本部長就任 平成21年9月 株式会社ニトリ（現 株式会社ニトリ ホールディングス）入社 平成24年2月 同社執行役員経理部ゼネラルマネ ージャー就任 平成27年5月 株式会社グラフィコ入社 平成27年9月 当社取締役管理本部長就任（現任）	(注) 3	
取締役	管理本部副 本部長	遠藤 幸子	昭和40年8月10日生	昭和61年4月 バンク・オブ・アメリカ NT&SA（現 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エ イ）入社 平成9年10月 株式会社シーエーシー入社 平成16年2月 株式会社トランスフォース入社 平成17年7月 株式会社スタジオグラフィコ（現 当 社）入社 平成25年10月 当社取締役管理本部長就任 平成27年7月 当社取締役管理本部副本部長就任（現 任）	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		村松 勲	昭和14年8月14日生	昭和41年4月 ファイザー株式会社入社 昭和61年4月 ファイザー株式会社取締役就任 昭和63年4月 株式会社バイン・クレスト代表取締役就任(現任) 平成3年7月 プリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長就任 平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製菓株式会社代表取締役社長就任 平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役相談役就任 平成13年6月 参天製薬株式会社経営諮問委員会社外委員就任 平成15年6月 エス・マックス株式会社取締役就任(現任) 平成18年6月 参天製薬株式会社社外取締役就任 平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役就任 平成24年7月 サンファーマ株式会社代表取締役就任(現任) 平成26年9月 株式会社グラフィコ取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役		細田 和典	昭和38年12月12日生	昭和63年4月 株式会社コーポレート・ディレクション入社 平成8年10月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク(現 プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社)入社 平成12年9月 株式会社スタジオグラフィコ取締役就任 平成17年10月 ブース・アンド・カンパニー株式会社(現 プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社)パートナー就任 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構参与就任 平成23年11月 株式会社インサイト代表取締役就任(現任) 平成24年4月 株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング監査役就任(現任) 平成25年8月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社顧問就任 平成25年10月 株式会社スタジオグラフィコ(現 当社)監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		大久保 昭佳	昭和33年11月3日生	昭和59年4月 建設省入省 昭和60年4月 東京国税局入局 平成23年1月 大久保税理士事務所代表就任(現任) 平成25年1月 大久保コンサルティング合同会社代表取締役就任(現任) 平成25年10月 株式会社スタジオグラフィコ(現 当社)監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		中尾田 隆	昭和49年5月27日生	平成13年4月 有限会社奄美産業(現 奄美産業株式会社)入社 平成22年9月 司法試験合格 平成23年12月 弁護士登録 平成23年12月 淵上法律事務所入所(現任) 平成26年5月 株式会社グラフィコ監査役就任(現任)	(注)4	
計						800,000

- (注) 1. 取締役村松勲は、社外取締役であります。
2. 監査役大久保昭佳氏及び中尾田隆氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年10月15日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成28年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年10月15日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

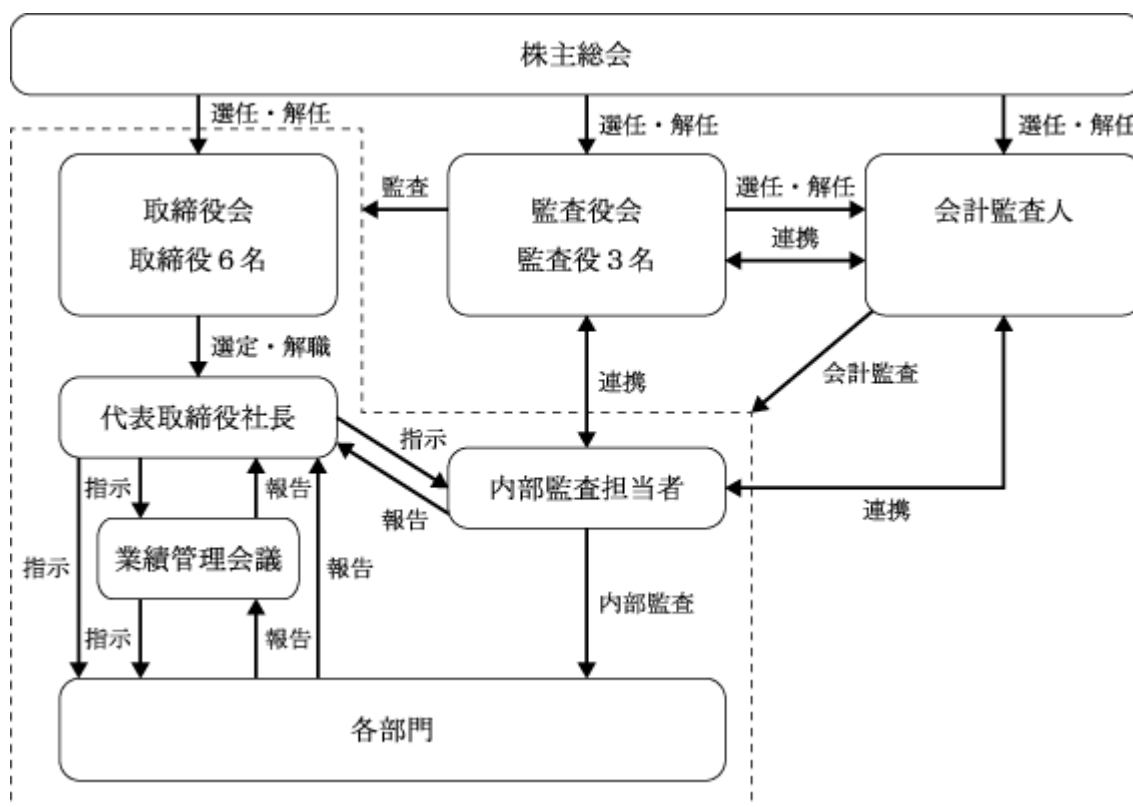
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値の安定的な増大と、株主重視の立場に立ち経営の健全性確保と透明性向上であると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識強化とその定着を全社的に推進してまいります。

企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しており、以下の機関により経営の運営、法令及び定款の適合確認を行っております。当社のコーポレート・ガバナンスの体制概要は以下のとおりであります。



イ．取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

ロ．監査役及び監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会並びに業績管理会議といった重要な会議に原則出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等について、監査役会において協議され、取締役会に対して報告されております。

ハ．業績管理会議

業績管理会議は、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門長で構成されております。業績管理会議は、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。業績管理会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換をしております。

ニ．内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性や効率性を確保するために、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議しております。取締役会においては、法令及び定款、中期経営計画の経営方針、諸規程の定めるところにより、経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督しております。また、当社は、「内部統制システム整備基本方針」に基づき各種規程及び内部統制システムを整備し、運営の徹底を図っております。監査役監査に加え、内部監査担当者は、内部監査を通じて、各種規程の遵守状況及び内部牽制機能が有効に機能していることを確認しております。こうした取組みを通じ、企業として業務の効率化及び適正化に努めております。

ホ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用に努めております。経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がモニタリングし、特に重要なリスク事項については取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社外監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。さらに、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

内部監査及び監査役監査

当社は販売本部及び管理本部から構成されております。内部監査につきましては、会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、専任部署は設置しておりません。代わりに、監査、報告の独立性を確保するため、販売本部、管理本部から内部監査担当者を1名ずつ（2名）を選任し、相互で内部監査を実行しております。内部監査担当者は、代表取締役社長の考え、経営方針、内部統制の構築状況、業務指示が適切に社内に伝達され、浸透しているか等を確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

監査役監査につきましては、監査役監査規程に従って実施しております。監査役は、取締役会に出席するほか、取締役及び各部門長から業務執行について直接、意見聴取等を行うなど、十分な監査を実施しております。

監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者は常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をするとともに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。また、内部監査担当者と会計監査人との間で意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役との関係

村松勲氏は、大手製薬企業の取締役や上場企業の社外取締役としての経験を有し、公正かつ客観的な立場から経営に関する適切な意見を述べており、当社の社外取締役として適任と判断しております。同氏は、株式会社パイン・クレスト及びサンファーマ株式会社の代表取締役を、エス・マックス株式会社の取締役を兼務しており、当社新株予約権を所有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

大久保昭佳氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任しております。同氏は、大久保昭佳税理士事務所代表及び大久保コンサルティング合同会社代表取締役を兼務しており、当社新株予約権を所有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

中尾田隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性を確保するとともに、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任しております。同氏は、淵上法律事務所を兼務しており、当社新株予約権を所有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役は、取締役会に積極的に参加するとともに、定期的に経営者との面談を行うほか、内部監査担当者及び会計監査人との密接な情報交換を通じて連携を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任していることから、経営の独立性を確保していると認識しております。

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	40,440	40,440			4
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000			1
社外取締役	900	900			1
社外監査役	1,200	1,200			2

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務取締役に対して支給した使用人給与相当額の総額は、11,425千円であります。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び監査に従事する業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

第19期事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 横内 龍也

公認会計士 安藤 勇

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 13名

(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

取締役の定数

当社は、取締役を11名以内とする旨を定款で定めております。

取締役会で決議できる株主総会決定事項

イ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ロ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

八．取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	1,500	12,000	

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「財務報告に係る内部統制の構築に関する助言業務」であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）及び当事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	198,767	560,232
売掛金	112,421	160,670
有価証券	2,499	
商品及び製品	164,928	175,037
原材料及び貯蔵品	55,766	45,536
前渡金	6,053	10,255
前払費用	5,415	11,679
繰延税金資産	7,890	17,196
未収入金	183,602	1,941
その他		480
貸倒引当金	243	317
流動資産合計	737,101	982,713
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,364	25,364
減価償却累計額	2,248	5,323
建物（純額）	23,115	20,041
工具、器具及び備品	4,528	10,982
減価償却累計額	2,140	5,115
工具、器具及び備品（純額）	2,387	5,867
有形固定資産合計	25,503	25,908
投資その他の資産		
投資有価証券	28,746	5,025
長期前払費用		109
繰延税金資産		377
保険積立金	42,063	
敷金及び保証金	30,000	30,533
投資その他の資産合計	100,810	36,045
固定資産合計	126,313	61,953
資産合計	863,415	1,044,666

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	38,877	76,570
未払金	117,265	95,642
未払費用	15,692	6,315
未払法人税等	35,143	50,467
前受金	14,152	
預り金	1,312	1,697
返品調整引当金	10,073	16,025
その他	8,137	21,614
流動負債合計	240,655	268,332
固定負債		
繰延税金負債	381	
資産除去債務	4,717	4,768
固定負債合計	5,099	4,768
負債合計	245,755	273,101
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	606,625	761,565
利益剰余金合計	606,625	761,565
株主資本合計	616,625	771,565
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,034	
評価・換算差額等合計	1,034	
純資産合計	617,659	771,565
負債純資産合計	863,415	1,044,666

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	384,977
売掛金	180,062
商品及び製品	334,962
原材料及び貯蔵品	72,280
その他	35,111
貸倒引当金	352
流動資産合計	1,007,041
固定資産	
有形固定資産	26,068
無形固定資産	695
投資その他の資産	36,068
固定資産合計	62,831
資産合計	1,069,873
負債の部	
流動負債	
買掛金	118,376
未払法人税等	37,125
返品調整引当金	23,516
その他	57,957
流動負債合計	236,975
固定負債	
資産除去債務	4,781
固定負債合計	4,781
負債合計	241,756
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	818,116
株主資本合計	828,116
純資産合計	828,116
負債純資産合計	1,069,873

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	1,385,101	1,790,463
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	97,367	164,928
当期商品及び製品仕入高	237,234	316,222
当期製品製造原価	463,282	546,589
合計	797,884	1,027,740
他勘定振替高	¹ 52,859	¹ 40,492
商品及び製品期末たな卸高	164,928	175,037
商品及び製品売上原価	580,096	² 812,210
売上総利益	805,005	978,252
返品調整引当金戻入額	8,576	11,313
返品調整引当金繰入額	10,073	17,265
差引売上総利益	803,507	972,300
販売費及び一般管理費	³ 679,576	³ 790,190
営業利益	123,930	182,110
営業外収益		
受取利息	31	68
有価証券利息	1,033	511
受取配当金	16,820	1,040
貸倒引当金戻入額	407	
その他	544	280
営業外収益合計	18,837	1,900
営業外費用		
為替差損	1,347	2,045
売上割引	8,893	9,244
その他	70	33
営業外費用合計	10,311	11,323
経常利益	132,457	172,687
特別利益		
子会社清算益	4,321	
投資有価証券売却益	30,829	9,290
保険解約返戻金		46,518
受取和解金		1,400
特別利益合計	35,151	57,208
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 1,774	
投資有価証券売却損	279	
特別損失合計	2,054	
税引前当期純利益	165,554	229,896
法人税、住民税及び事業税	61,565	84,412
法人税等調整額	1,656	9,455
法人税等合計	59,908	74,956
当期純利益	105,645	154,939

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)		当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	427,171	92.2	502,005	91.8
経費		36,110	7.8	44,584	8.2
当期製品製造原価		463,282	100.0	546,589	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	36,110	42,455
減価償却費		2,128

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)
売上高	530,490
売上原価	260,441
売上総利益	270,049
返品調整引当金戻入額	16,025
返品調整引当金繰入額	23,516
差引売上総利益	262,558
販売費及び一般管理費	172,650
営業利益	89,908
営業外収益	
受取利息	59
為替差益	1,730
受取補償金	614
営業外収益合計	2,405
営業外費用	
売上割引	1,573
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	3,573
経常利益	88,740
税引前四半期純利益	88,740
法人税、住民税及び事業税	29,364
法人税等調整額	2,824
法人税等合計	32,189
四半期純利益	56,550

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	10,000	500,980	500,980	510,980	4,667	4,667	515,647
当期変動額							
当期純利益		105,645	105,645	105,645			105,645
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					3,633	3,633	3,633
当期変動額合計		105,645	105,645	105,645	3,633	3,633	102,012
当期末残高	10,000	606,625	606,625	616,625	1,034	1,034	617,659

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	10,000	606,625	606,625	616,625	1,034	1,034	617,659
当期変動額							
当期純利益		154,939	154,939	154,939			154,939
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					1,034	1,034	1,034
当期変動額合計		154,939	154,939	154,939	1,034	1,034	153,905
当期末残高	10,000	761,565	761,565	771,565			771,565

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	165,554	229,896
減価償却費	3,147	6,049
貸倒引当金の増減額（は減少）	407	74
返品調整引当金の増減額（は減少）	1,497	5,951
受取利息及び受取配当金	17,885	1,620
為替差損益（は益）		83
固定資産除却損	1,774	
投資有価証券売却損益（は益）	30,549	9,290
子会社清算損益（は益）	4,321	
保険解約返戻金		46,518
売上債権の増減額（は増加）	66,042	48,248
たな卸資産の増減額（は増加）	75,360	120
仕入債務の増減額（は減少）	22,064	36,024
未払金の増減額（は減少）	19,091	21,623
未払費用の増減額（は減少）	9,813	9,377
前受金の増減額（は減少）	14,152	14,152
その他	3,385	1,414
小計	133,043	128,616
利息及び配当金の受取額	17,443	2,363
法人税等の支払額	58,969	69,089
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,518	61,890
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		50,000
有形固定資産の取得による支出	23,229	4,909
投資有価証券の取得による支出	58,358	31,553
投資有価証券の売却による収入	70,385	245,345
資産除去債務の履行による支出	2,900	
子会社の清算による収入	13,418	
保険積立金の積立による支出	15,727	
保険積立金の解約による収入		88,582
敷金及び保証金の差入による支出	30,000	533
敷金及び保証金の回収による収入	4,937	
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,473	246,930
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	143
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	50,051	308,965
現金及び現金同等物の期首残高	151,215	201,267
現金及び現金同等物の期末残高	201,267	510,232

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 10年～24年

工具、器具及び備品 4年～8年

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率及び売上総利益率に基づき将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～8年

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率及び売上総利益率に基づき将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
広告宣伝費及び販売促進費	52,859千円	40,492千円

2 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
		994千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
給与手当	73,499千円	101,816千円
荷造運賃	116,192千円	135,363千円
広告宣伝費及び販売促進費	210,281千円	261,743千円
減価償却費	3,175千円	3,920千円
貸倒引当金繰入額		74千円
研究開発費	21,783千円	32,279千円

おおよその割合

販売費	51%	54%
一般管理費	49%	46%

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1日 至 平成27年 6月30日)
建物	1,724千円	
工具、器具及び備品	50千円	
計	1,774千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200			200

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	39,800		40,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 39,800株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	198,767千円	560,232千円
有価証券勘定	2,499千円	
預入期間が3か月を超える定期預金		50,000千円
現金及び現金同等物	201,267千円	510,232千円

(金融商品関係)

前事業年度（自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	198,767	198,767	
(2) 売掛金	112,421		
貸倒引当金()	243		
	112,177	112,177	
(3) 有価証券及び投資有価証券	26,221	26,221	
(4) 未収入金	183,602	183,602	
資産計	520,768	520,768	
(1) 買掛金	38,877	38,877	
(2) 未払金	117,265	117,265	
負債計	156,143	156,143	

() 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格により、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、MMF等の短期に決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年6月30日)
非上場株式	5,025

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	198,264			
売掛金	112,421			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			13,609	
未収入金	183,602			
合計	494,288		13,609	

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	560,232	560,232	
(2) 売掛金	160,670		
貸倒引当金()	317		
	160,352	160,352	
(3) 未収入金	1,941	1,941	
資産計	722,526	722,526	
(1) 買掛金	76,570	76,570	
(2) 未払金	95,642	95,642	
負債計	172,213	172,213	

() 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年6月30日)
非上場株式	5,025

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	560,032			
売掛金	160,670			
未収入金	1,941			
合計	722,643			

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年6月30日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	5,600	3,790	1,810
	(2) その他	118	110	7
	小計	5,718	3,900	1,817
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	5,025	5,025	
	(2) 社債	13,609	13,782	173
	(3) その他	6,893	6,893	
	小計	25,528	25,701	173
合計		31,246	29,602	1,644

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	2,380	540	
(2) その他	240,818	30,289	279
合計	243,198	30,829	279

当事業年度（平成27年6月30日）

1. その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は5,025千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	8,000	4,210	
(2) その他	57,752	5,080	
合計	65,752	9,290	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員22名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 6,400株
付与日	平成26年7月1日	平成26年12月26日
権利確定条件	定めておりません。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成28年7月1日 平成36年6月16日	自平成28年12月27日 至平成36年12月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、平成26年7月11日付及び平成27年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権については、平成27年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	48,000	6,400
失効・消却		
権利確定		
未確定残	48,000	6,400
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効・消却		
未行使残		

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、平成26年7月11日付及び平成27年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権については、平成27年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	658	1,500
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

(注) 平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、平成26年7月11日付及び平成27年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を、第2回新株予約権については、平成27年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びPER法の折衷法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,450千円
返品調整引当金	2,422千円
資産除去債務	1,750千円
その他	2,076千円
繰延税金資産計	9,699千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,584千円
その他有価証券評価差額金	607千円
繰延税金負債計	2,191千円
繰延税金資産の純額	7,508千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8%
子会社株式清算益	0.2%
役員賞与	1.4%
法人税額の特別控除	2.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3%
中小企業の軽減税率適用の影響	0.7%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.4%から37.1%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,475千円
返品調整引当金	3,450千円
資産除去債務	1,686千円
販売促進費否認	7,586千円
その他	683千円
繰延税金資産計	18,883千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,308千円
繰延税金負債計	1,308千円
繰延税金資産の純額	17,574千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.1%
（調整）	
法人税額の特別控除	4.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
中小企業等の軽減税率適用の影響	0.6%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成27年7月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.076%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
期首残高	3,493千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,684千円
時の経過による調整額	40千円
資産除去債務の履行による減少額	3,500千円
期末残高	4,717千円

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.076%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
期首残高	4,717千円
時の経過による調整額	50千円
期末残高	4,768千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

当社は、ビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、ビューティー&ヘルスケア事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ウエルネスジャパン	304,704	ビューティー&ヘルスケア事業
株式会社井田両国堂	233,694	ビューティー&ヘルスケア事業
中央物産株式会社	157,564	ビューティー&ヘルスケア事業

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ウエルネスジャパン	370,868	ビューティー&ヘルスケア事業
株式会社井田両国堂	261,846	ビューティー&ヘルスケア事業
中央物産株式会社	182,229	ビューティー&ヘルスケア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	772.07円	964.46円
1株当たり当期純利益金額	132.06円	193.67円

- (注) 1. 当社は、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は潜在株式が存在しないため、当事業年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	105,645	154,939
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	105,645	154,939
期中平均株式数(株)	800,000	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(新株予約権の数2,720個)これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 新株予約権の発行

平成26年6月17日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、平成26年7月1日にストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の発行日
平成26年7月1日
- (2) 発行する新株予約権の総数
2,400個(新株予約権1個につき0.005株)
- (3) 新株予約権の発行価格
無償とする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12株
- (5) 新株予約権行使時の払込金額
1株につき2,630,000円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額
31,560,000円

- (7) 新株予約権の行使期間
平成28年7月1日から平成36年6月16日
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額
15,780,000円
- (9) 新株予約権の付与対象者の人数とその内訳
当社取締役：2名
当社監査役：3名
当社従業員：22名
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は譲渡することができないものとする。

なお、平成26年7月11日付で普通株式1株を200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株を20株の割合で株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われておりますが、上記は調整前の内容を記載しております。

2. 株式分割

当社は、平成26年6月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年7月11日に株式分割による新株式を発行しております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

- (1) 目的
投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家層の拡大及び流動性の向上を図るためであります。
- (2) 株式分割の割合及び日程
平成26年7月11日を基準日及び効力発生日とし、基準日において株主名簿に記載、又は記録されている株主が有する株式1株につき200株に分割しております。
- (3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200株
株式分割により増加する株式数	39,800株
株式分割後の発行済株式総数	40,000株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000株
- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
当該株式分割の1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

3. 単元株式制度の採用

当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上をはかるため、平成26年9月30日をもって、当社普通株式の単元株式制度を採用し、当社普通株式の単元株式数を100株に変更しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 新株予約権の発行

平成27年10月15日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、平成27年10月15日にストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の発行日
平成27年10月15日
- (2) 発行する新株予約権の数
100個（新株予約権1個につき1株）

- (3) 新株予約権の発行価格
無償とする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式100株
- (5) 新株予約権行使時の払込金額
当社株式公開時の発行価格とする。
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
当社株式公開時の当社株式1株当たりの発行価格に100を乗じた額
- (7) 新株予約権の行使期間
平成29年10月16日から平成37年10月15日
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- (9) 新株予約権の付与対象者の人数とその内訳
当社取締役1名
当社従業員11名
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

なお、平成27年10月31日付で普通株式1株を20株の割合で株式分割をしたことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数の調整が行われておりますが、上記は調整前の内容を記載しております。

2. 株式分割

当社は、平成27年10月7日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年10月31日に株式分割による新株式を発行しております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

- (1) 目的
上場後の株式の流動性を高め、株主の増加を図るためであります。
- (2) 株式分割の割合及び日程
平成27年10月30日を基準日、平成27年10月31日を効力発生日とし、基準日において株主名簿に記載、又は記録されている株主が有する普通株式1株につき20株に分割しております。
- (3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	40,000株
株式分割により増加する株式数	760,000株
株式分割後の発行済株式総数	800,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,200,000株
- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
当該株式分割の1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
減価償却費	2,340千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、ビューティー&ヘルスケア事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	70.69円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	56,550
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	56,550
普通株式の期中平均株式数(株)	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 当社は、平成27年10月31日付けで普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の発行

平成27年10月15日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、平成27年10月15日にストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の発行日
平成27年10月15日
- (2) 発行する新株予約権の数
100個（新株予約権1個につき1株）
- (3) 新株予約権の発行価格
無償とする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式100株
- (5) 新株予約権行使時の払込金額
当社株式公開時の発行価格とする。
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
当社株式公開時の当社株式1株当たりの発行価格に100を乗じた額
- (7) 新株予約権の行使期間
平成29年10月16日から平成37年10月15日
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- (9) 新株予約権の付与対象者の人数とその内訳
当社取締役1名
当社従業員11名
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
なお、平成27年10月31日付で普通株式1株を20株の割合で株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数の調整が行われておりますが、上記は調整前の内容を記載しております。

2. 株式分割

当社は、平成27年10月7日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年10月31日に株式分割による新株式を発行しております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

- (1) 目的
上場後の株式の流動性を高め、株主の増加を図るためであります。
- (2) 株式分割の割合及び日程
平成27年10月30日を基準日、平成27年10月31日を効力発生日とし、基準日において株主名簿に記載、又は記録されている株主が有する普通株式1株につき20株に分割しております。
- (3) 分割により増加する株式数
株式分割前の発行済株式総数 40,000株
株式分割により増加する株式数 760,000株
株式分割後の発行済株式総数 800,000株
株式分割後の発行可能株式総数 3,200,000株
- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
当該株式分割の1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

【附属明細表】（平成27年6月30日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	25,364			25,364	5,323	3,074	20,041
工具、器具及び備品	4,528	6,454		10,982	5,115	2,974	5,867
有形固定資産計	29,892	6,454		36,347	10,438	6,049	25,908
長期前払費用		201		201	92	92	109

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 委託工場 5,545千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 1	243	317		243	317
返品調整引当金 2	10,073	16,025		10,073	16,025

（注） 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

2 返品調整引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成27年6月30日現在）

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	200
預金	
普通預金	510,032
定期預金	50,000
小計	560,032
合計	560,232

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ウエルネスジャパン	40,077
株式会社H & Dコーポレーション	21,472
中央物産株式会社	19,705
J-NET株式会社	14,220
ピップ株式会社	12,345
その他	52,848
合計	160,670

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
112,421	1,870,065	1,821,816	160,670	91.9	26.7

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
スキンケア	28,771
ボディケア	100,025
ヘルスケア	37,318
デイリーケア	8,773
その他	148
合計	175,037

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
容器・部材等	40,659
サンプル・テスター等	4,877
合計	45,536

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス	29,359
株式会社クイックレスポンス	11,876
株式会社クロバーコーポレーション	8,343
CHURCH & DWIGHT CO., INC.	6,294
株式会社ブラセス製薬	3,993
その他	16,703
合計	76,570

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社イー・ロジット	11,101
株式会社PBJグループ	9,612
株式会社博報堂	8,640
株式会社共栄メディア	3,543
株式会社インフォブリッジマーケティング&プロモーションズ	2,160
その他	60,585
合計	95,642

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	6月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL http://www.graphico.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年6月15日	嶋津貴和	東京都品川区	特別利害関係者等(当社取締役副社長、大株主上位10名)	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	10 (注)5	26,300,000 (2,630,000) (注)4、5	株主構成の是正
平成27年6月30日	嶋津貴和	東京都品川区	特別利害関係者等(当社取締役副社長、大株主上位10名)	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	4,000 (注)5	120,000,000 (30,000円) (注)4、5	株主構成の是正

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、時価純資産方式で算定した株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月31日付で普通株式1株を20株の割合で株式分割を行っております。このため、平成26年6月15日の移動にかかる「移動株数」及び「価格(単価)」についてはこれら株式分割前の数値で、平成27年6月30日の移動にかかる「移動株数」及び「価格(単価)」については、平成27年10月31日付株式分割前の数値で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年7月1日	平成26年12月26日	平成27年10月15日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 12株 (注)7、8	普通株式 320株(注)8	普通株式 100株(注)8
発行価格	2,630,000円 (注)3、7、8	30,000円 (注)4、8	(注)5、8
資本組入額	1,315,000円(注)7、8	15,000円(注)8	(注)5、8
発行価額の総額	31,560,000円	9,600,000円	(注)5
資本組入額の総額	15,780,000円	4,800,000円	(注)5
発行方法	平成26年6月17日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成26年12月25日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年6月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、時価純資産方式により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 発行価格は、時価純資産方式及びPER方式により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 発行価格は、当社株式公開時の当社株式1株当たりの発行価格であります。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げます。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	2,630,000円 (注)7、8	30,000円 (注)8	(注)5、8
行使期間	平成28年7月1日から 平成36年6月16日まで	平成28年12月27日から 平成36年12月25日まで	平成29年10月16日から 平成37年10月15日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡 に関する事項	同上	同上	同上

7. 平成26年6月17日開催の取締役会決議により、平成26年7月11日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第1回新株予約権の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、株式分割前の状況で記載しております。
8. 平成27年10月7日開催の取締役会決議により、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、株式分割前の状況で記載しております。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
水谷直人	埼玉県川口市	会社役員	1.715	4,510,450 (2,630,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
遠藤幸子	埼玉県比企郡嵐山町	会社役員	1.410	3,708,300 (2,630,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
若松里子	東京都世田谷区	会社員	1.225	3,221,750 (2,630,000)	当社の従業員
高鳥忠明	東京都品川区	会社員	0.975	2,564,250 (2,630,000)	当社の従業員
細田和典	東京都渋谷区	会社役員	0.855	2,248,650 (2,630,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
谷地綾子	神奈川県川崎市中原区	会社員	0.800	2,104,000 (2,630,000)	当社の従業員
高橋千春	東京都江東区	会社員	0.765	2,011,950 (2,630,000)	当社の従業員
濱田杏子	東京都板橋区	会社員	0.520	1,367,600 (2,630,000)	当社の従業員
太田由貴子	埼玉県朝霞市	会社員	0.425	1,117,750 (2,630,000)	当社の従業員
東出綾香	東京都調布市	会社員	0.425	1,117,750 (2,630,000)	当社の従業員
大工倫加	東京都練馬区	会社員	0.395	1,038,850 (2,630,000)	当社の従業員
尾崎ユリア	東京都品川区	会社員	0.395	1,038,850 (2,630,000)	当社の従業員
平田可奈	千葉県船橋市	会社員	0.365	959,950 (2,630,000)	当社の従業員
濟暢恵	東京都中野区	会社員	0.305	802,150 (2,630,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松原祐輔	埼玉県さいたま市西区	会社員	0.245	644,350 (2,630,000)	当社の従業員
木村力	東京都大田区	会社員	0.215	565,450 (2,630,000)	当社の従業員
上戸勇樹	神奈川県横浜市緑区	会社員	0.155	407,650 (2,630,000)	当社の従業員
深津由華子	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	0.120	315,600 (2,630,000)	当社の従業員
橋本くるみ	東京都台東区	会社員	0.120	315,600 (2,630,000)	当社の従業員
高橋はる香	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	0.120	315,600 (2,630,000)	当社の従業員
野本健太	東京都目黒区	会社員	0.090	236,700 (2,630,000)	当社の従業員
肥田英子	東京都世田谷区	会社員	0.060	157,800 (2,630,000)	当社の従業員
高橋恵美子	埼玉県川口市	会社員	0.060	157,800 (2,630,000)	当社の従業員
大久保昭佳	東京都杉並区	会社役員	0.060	157,800 (2,630,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中尾田隆	東京都練馬区	会社役員	0.060	157,800 (2,630,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 退職等の理由により従業員 2 名 0.12 株の権利が喪失しております。

2. 平成26年 6 月17日開催の取締役会決議により、平成26年 7 月11日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を、平成27年10月 7 日開催の取締役会決議により、平成27年10月31日付で普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は、株式分割前の状況で記載しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
村松勲	東京都港区	会社役員	130	3,900,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
細田和典	東京都渋谷区	会社役員	30	900,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
熊澤秀哉	東京都杉並区	会社員	30	900,000 (30,000)	当社の従業員
山道昌幸	東京都八王子市	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
水谷直人	埼玉県川口市	会社役員	15	450,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
遠藤幸子	埼玉県比企郡嵐山町	会社役員	15	450,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田邊謙司	神奈川県川崎市宮前区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員
若松里子	東京都世田谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
谷地綾子	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
森増ふみ	東京都世田谷区	会社員	8	240,000 (30,000)	当社の従業員
村上裕希	東京都多摩市	会社員	6	180,000 (30,000)	当社の従業員
木村力	東京都大田区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
野本健太	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
大工倫加	東京都練馬区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
濱田杏子	東京都板橋区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
中川恵理	東京都世田谷区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により従業員1名6株の権利が喪失しております。

2. 平成27年10月7日開催の取締役会決議により、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」、「価格(単価)」は、株式分割前の状況で記載しております。

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
甲正彦	東京都新宿区	会社役員	40	(注)1	特別利害関係者等(当社の取締役)
村上秀明	神奈川県藤沢市	会社員	30	(注)1	当社の従業員
栗山貴行	大阪府大阪市中央区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
李成哲	東京都足立区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
山口晴子	東京都杉並区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
対馬静	東京都渋谷区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
姜燁舜	千葉県千葉市美浜区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
田島有記	東京都杉並区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
稲葉瑞穂	東京都国分寺市	会社員	3	(注)1	当社の従業員
北川美香	東京都杉並区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
横井勇貴	東京都世田谷区	会社員	3	(注)1	当社の従業員
川浦あつ子	東京都足立区	会社員	3	(注)1	当社の従業員

(注) 1. 株式1株当たりの価格は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格としております。

2. 平成27年10月7日開催の取締役会決議により、平成27年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」は、株式分割前の状況で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
長谷川純代(注)1.2.	東京都品川区	560,000	65.44
嶋津貴和(注)1.3.	東京都品川区	240,000	28.04
水谷直人(注)4.	埼玉県川口市	7,160 (7,160)	0.84 (0.84)
遠藤幸子(注)4.	埼玉県比企郡嵐山町	5,940 (5,940)	0.69 (0.69)
若松里子(注)6.	東京都世田谷区	5,100 (5,100)	0.60 (0.60)
細田和典(注)5.	東京都渋谷区	4,020 (4,020)	0.47 (0.47)
高鳥忠明(注)6.	東京都品川区	3,900 (3,900)	0.46 (0.46)
谷地綾子(注)6.	神奈川県川崎市中原区	3,400 (3,400)	0.40 (0.40)
高橋千春(注)6.	東京都江東区	3,060 (3,060)	0.36 (0.36)
村松勲(注)4.	東京都港区	2,600 (2,600)	0.30 (0.30)
濱田杏子(注)6.	東京都板橋区	2,180 (2,180)	0.25 (0.25)
太田由貴子(注)6.	埼玉県朝霞市	1,700 (1,700)	0.20 (0.20)
東出綾香(注)6.	東京都調布市	1,700 (1,700)	0.20 (0.20)
大工倫加(注)6.	東京都練馬区	1,680 (1,680)	0.20 (0.20)
尾崎ユリア(注)6.	東京都品川区	1,580 (1,580)	0.18 (0.18)
平田可奈(注)6.	千葉県船橋市	1,460 (1,460)	0.17 (0.17)
濟暢恵(注)6.	東京都中野区	1,220 (1,220)	0.14 (0.14)
松原祐輔(注)6.	埼玉県さいたま市西区	980 (980)	0.11 (0.11)
木村力(注)6.	東京都大田区	960 (960)	0.11 (0.11)
甲正彦(注)4.	東京都新宿区	800 (800)	0.09 (0.09)
上戸勇樹(注)6.	神奈川県横浜市緑区	620 (620)	0.07 (0.07)
熊澤秀哉(注)6.	東京都杉並区	600 (600)	0.07 (0.07)
村上秀明(注)6.	神奈川県藤沢市	600 (600)	0.07 (0.07)
深津由華子(注)6.	神奈川県横浜市神奈川区	480 (480)	0.06 (0.06)
橋本くるみ(注)6.	東京都台東区	480 (480)	0.06 (0.06)
高橋はる香(注)6.	神奈川県横浜市神奈川区	480 (480)	0.06 (0.06)
野本健太(注)6.	東京都目黒区	460 (460)	0.05 (0.05)
山道昌幸(注)6.	東京都八王子市	400 (400)	0.05 (0.05)
田邊謙司(注)6.	神奈川県川崎市宮前区	300 (300)	0.04 (0.04)
肥田英子(注)6.	東京都世田谷区	240 (240)	0.03 (0.03)
高橋恵美子(注)6.	埼玉県川口市	240 (240)	0.03 (0.03)
大久保昭佳(注)5.	東京都杉並区	240 (240)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中尾田隆(注)5.	東京都練馬区	240 (240)	0.03 (0.03)
森増ふみ(注)6.	東京都世田谷区	160 (160)	0.02 (0.02)
村上裕希(注)6.	東京都多摩市	120 (120)	0.01 (0.01)
中川恵理(注)6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
栗山貴行(注)6.	大阪府大阪市中央区	60 (60)	0.01 (0.01)
李成哲(注)6.	東京都足立区	60 (60)	0.00 (0.01)
山口晴子(注)6.	東京都杉並区	60 (60)	0.01 (0.01)
対馬静(注)6.	東京都渋谷区	60 (60)	0.01 (0.01)
姜燁舜(注)6.	千葉県千葉市美浜区	60 (60)	0.01 (0.01)
田島有記(注)6.	東京都杉並区	60 (60)	0.01 (0.01)
稲葉瑞穂(注)6.	東京都国分寺市	60 (60)	0.01 (0.01)
北川美香(注)6.	東京都杉並区	60 (60)	0.01 (0.01)
横井勇貴(注)6.	東京都世田谷区	60 (60)	0.01 (0.01)
川浦あつ子(注)6.	東京都足立区	60 (60)	0.01 (0.01)
計	-	855,800 (55,800)	100.00 (6.52)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役副社長)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(当社の監査役)

6. 当社の従業員

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横	内	龍	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤		勇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラフィコの平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横	内	龍	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤		勇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラフィコの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月12日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横	内	龍	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤		勇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グラフィコの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。